

参 考 資 料

- (参考 1) 職務発明規程等における規程振りの例 . . . p 1
- (参考 2) 国立大学・国立大学共同利用機関の研究成果の帰属先に係る通知
. . . p 3
- (参考 3) 関係法令 (抜粋) . . . p 5
- (参考 4) 海外の状況 . . . p 13

(参考1) 職務発明規程等における 〇の例

<「原則として研究機関に帰属」としている例>

<例1>

第〇条 理事長は、(中略)職務発明であると認定したときは、速やかにその職務発明に係る特許権等を機構が譲り受けるか否かの決定をするものとする。

2 前項の規定により機構が所有する持分は、原則として全部とし、理事長が決定するものとする。ただし、理事長が国民経済社会の発展と国民福祉の向上若しくは科学技術の振興等の政策上の観点から必要と認めたときは、理事長は職務発明者の持分にかかる権利行使及びその関係事項に関し別途定めることができる。

第 条 第〇条(中略)は、役職員等が職務著作物を作成した場合に準用する。

第□条 この規程は、役職員等がした考案(実用新案法に規定する考案をいう。)又は意匠(意匠法に規定する意匠をいう。)に準用する。

<例2>

第〇条 理事長は、(中略)当該発明が職務発明であるかどうかの認定、及び当該職務発明に係る特許権等を研究所において承継するかどうかの決定をするものとする。

2 前項の規定により承継する特許権等は、原則として研究所がすべて所有するものとする。ただし、職務発明をした職員等(発明者)が、その一部を所有することを希望したときは、この限りではない。

3 前項ただし書きの規定により発明者が所有する持分は、二分の一以下とし、発明者と協議の上、理事長が決定するものとする。

第 条 この規定は、職員等がした考案又は意匠の創作に準用する。

<例3>

第〇条 職務発明に係る知的財産権は、研究所に帰属する。

< 「研究機関が一部又は全部を承継」等としている例 >

< 例 1 >

第○条 理事長は、（中略）職務発明であると認定したときは、速やかに当該発明について特許権等を研究所が一部又は全部を承継するかどうかの決定をするものとする。

2 前項の規定により研究所が所有する持分は、二分の一以下とし、理事長が決定するものとする。ただし、職務発明者が希望するとき又は理事長が国民経済社会の発展と国民福祉の向上若しくは科学技術の振興等の政策上の観点から必要と認めたときは、理事長は、研究所が二分の一を超える持分を所有すること又は職務発明者の持分に係る権利行使に関し必要な条件を付すことを決定できる。

第 条 この規程は、実用新案法に規定する実用新案権及び意匠法に規定する意匠権に準用する。

< 例 2 >

第○条 理事長は、（中略）職務発明であると認定したときは、発明者の貢献度をもとに特許を受ける権利の各発明者の持分を決定する（以下「発明者持分」という。）

2 理事長は、発明者ごとにその発明者持分の半분을承継するか否かの決定を行う。ただし、発明者が希望するときまたは理事長が必要と認めるときは、理事長は当該発明者の発明者持分の全部を承継するか否かを決定することができる。

第 条 この規程は、実用新案及び意匠について準用する。

第□条 この規程は、（中略）プログラム著作について準用する。

(参考2) 国立大学・国立大学共同利用機関の研究成果の帰属先に係る通知

国立大学等(大学、短期大学、高等専門学校及び国立大学共同利用機関をいう。)の「特許権」、「実用新案権」及び「データベース及びプログラムに係る著作権」の帰属に関し、文部省(当時)より、次の内容の通知が出されている。

<特許権及び実用新案権関係>

- 昭和53年3月25日付け文学術第117号学術国際局長、会計課長通知(抜粋)

- ・国立大学等の教官等の発明(考案を含む。)に係る特許(実用新案を含む。)を受ける権利の帰属についての基準

国に帰属する場合

国立大学等の教官等が、その研究の結果発明を行った場合、当該発明に係る特許を受ける権利は、その発明が次のいずれに該当する場合は、原則として国が承継するものとする。

ア 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、当該発明に係る研究を行うためのものとして特別に国が措置した研究経費(民間等との共同研究及び受託研究等経費のほか、科学研究費補助金を含み、教官当積算校費、奨学寄附金等のような一般的研究経費は除く。)を受けて行った研究の結果生じた発明

イ 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、原子炉、核融合設備、加速器等のように国により特別の研究目的のため設置された特殊な大型研究設備(電子計算機等のような汎用的なものは除く。)を使用して行った研究の結果生じた発明

発明者に帰属する場合

ア 上記により、国が承継することとした場合を除き、国立大学等の教官等の発明に係る特許を受ける権利は、発明者に帰属する。

イ ただし、発明者が希望するときは、発明者からの譲渡の申出に基づき、国は、当該発明に係る特許を受ける権利を承継することができる。

<データベース及びプログラムに係る著作権関係>

- 昭和 62 年 5 月 25 日付け文学情第 140 号学術国際局長、会計課長通知（抜粋）

- ・ 国立大学等の教官等が作成したデータベース等（データベース及びプログラム）
の著作権の帰属等についての基準

国に帰属する場合

ア 国からデータベース等の作成を直接の目的として特別に措置された経費（国立学校特別会計におけるデータベースの作成経費及びプログラムの研究開発経費）を受けて作成したデータベース等の著作権は、国に帰属するものとする。（下記イに定めるものを除く。）

イ データベース等の作成を直接の目的とする民間等との共同研究又は受託研究により作成されたデータベース等の著作権は、国と相手側との共有とすることができる。この場合、データベース等が上記に該当するかどうかの認定並びに国及び相手側の持ち分の決定については、共同研究又は受託研究の受入れ等について審議するための既存の学内組織に諮るなどして、適切に行うものとする。

教官等に帰属する場合

前記 に定めるデータベース等以外のデータベース等の著作権は、当該データベース等を作成した教官等に帰属するものとする。

(参考 3) 関係法令 (抜粋)

< 特許法 (抜粋) >

(定義)

第 2 条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

(特許の要件)

第 2 9 条 産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
- 三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

(特許を受ける権利)

第 3 3 条 特許を受ける権利は、移転することができる。

(職務発明)

第 3 5 条 使用者、法人、国又は地方公共団体 (以下「使用者等」という。) は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員 (以下「従業者等」という。) がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明 (以下「職務発明」という。) について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。

2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定の条項は、無効とする。

3 従業者等は、契約、勤務規則その他の定により、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

4 前項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額及びその発明がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定めなければならない。

<著作権法（抜粋）>

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

二 著作者 著作物を創作する者をいう。

（中略）

十の二 プログラム 電子計算機を機能させて一の結果を得ることができるようにこれに対する指令を組み合わせたものとして表現したものをいう。

十の三 データベース 論文、数値、図形その他の情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

（保護を受ける著作物）

第6条 著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）の著作物

二 最初に国内において発行された著作物（最初にこの法律の施行地外において発行されたが、その発行の日から30日以内に国内において発行されたものを含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物

（著作物の例示）

第10条 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

（中略）

九 プログラムの著作物

（データベースの著作物）

第12条の2 データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する。

（職務上作成する著作物の著作者）

第15条 法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

い限り、その法人等とする。

<意匠法（抜粋）>

（定義）

第2条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第8条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

（意匠登録の要件）

第3条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

（特許法の準用）

第15条 （中略）

- 2 特許法第33条並びに第34条第1項、第2項及び第4項から第7項まで（特許を受ける権利）の規定は、意匠登録を受ける権利に準用する。
- 3 特許法第35条（職務発明）の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした意匠の創作に準用する。

<半導体集積回路の回路配置に関する法律（抜粋）>

（定義）

第2条 この法律において「半導体集積回路」とは、半導体材料若しくは絶縁材料の表面又は半導体材料の内部に、トランジスタその他の回路素子を生成させ、かつ、不可分の状態にした製品であって、電子回路の機能を有するように設計したものをいう。

2 この法律において「回路配置」とは、半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置をいう。

（回路配置利用権の設定の登録）

第3条 回路配置の創作をした者又はその承継人（以下「創作者等」という。）は、その回路配置について回路配置利用権の設定の登録（以下「設定登録」という。）を受けることができる。この場合において、創作者等が二人以上あるときは、これらの者が共同して設定登録を受けなければならない。

（職務上の回路配置の創作）

第5条 法人その他使用者の業務に従事する者が職務上創作をした回路配置については、その創作の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人その

他使用者を当該回路配置の創作をした者とする。

< 種苗法（抜粋） >

（定義）

第2条 （中略）

2 この法律において「品種」とは、重要な形質に係る特性（以下単に「特性」という。）の全部又は一部によって他の植物体の集合と区別することができ、かつ、その特性の全部を保持しつつ繁殖させることができる一の植物体の集合をいう。

（品種登録の要件）

第3条 次に掲げる要件を備えた品種の育成（人為的変異又は自然的変異に係る特性を固定し又は検定することをいう。以下同じ。）をした者又はその承継人（以下「育成者」という。）は、その品種についての登録（以下「品種登録」という。）を受けることができる。

一 品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること。

二 同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること。

三 繰り返し繁殖させた後においても特性の全部が変化しないこと。

（職務育成品種）

第8条 従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員（以下「従業者等」という。）が育成をした品種については、その育成がその性質上使用者、法人又は国若しくは地方公共団体（以下「使用者等」という。）の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至った行為が従業者等の職務に属する品種（以下「職務育成品種」という。）である場合を除き、あらかじめ使用者等が品種登録出願をすること、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更すること又は従業者等が品種登録を受けた場合には使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用利用権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定め条項は、無効とする。

< 実用新案法（抜粋） >

（定義）

第2条 この法律で「考案」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。

（実用新案登録の要件）

第3条 産業上利用することができる考案であって物品の形状、構造又は組合せに係るものをした者は、次に掲げる考案を除き、その考案について実用新案登録を受けることができる。

- 一 実用新案登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた考案
- 二 実用新案登録出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた考案
- 三 実用新案登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された考案又は電気通信回路を通じて公衆に利用可能となった考案

（特許法の準用）

第11条 （中略）

2 特許法第33条並びに第34条第1項、第2項及び第4項から第7項まで（特許を受ける権利）の規定は、実用新案登録を受ける権利に準用する。

3 特許法第35条（職務発明）の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした考案に準用する。

< 商標法（抜粋） >

（定義）

第2条 この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であって、次に掲げるものをいう。

- 一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
- 二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）

（商標登録の要件）

第3条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

- 一 その商品又は役務の普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 二 その商品又は役務について慣用されている商標
- 三 その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む。）、価格若しくは生産若しくは使用の方法若しくは時期又はその役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、数量、態様、価格若しくは提供の方法若しくは時期を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 四 ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみからなる商標
- 六 前各号に掲げるもののほか、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができない商標

（特許法の準用）

第13条 （中略）

2 特許法第33条及び第34条第4項から第7項まで（特許を受ける権利）の規定は、

商標登録出願により生じた権利に準用する。

<不正競争防止法（抜粋）>

（定義）

第2条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

（中略）

四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。）

五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六 その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

七 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の競争その他の不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八 その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

九 その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

（中略）

4 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。

（差止請求権）

第3条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に

必要な行為を請求することができる。

（損害賠償）

第4条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第8条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りではない。

（信用回復の措置）

第7条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、その営業上の信用を害された者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、その者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

（消滅時効）

第8条 第2条第1項第4号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第3条第1項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知った時から3年間行わないときは、時効によって消滅する。その行為の開始の時から10年を経過したときも、同様とする。

（適用除外等）

第11条 第3条から第8条まで、第13条（第3号に係る部分を除く。）及び第14条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

（中略）

六 第2条第1項第4号から第9号までに掲げる不正競争 取引によって営業秘密を取得した者（その取得した時にその営業秘密について不正開示行為であること又はその営業秘密について不正取得行為若しくは不正開示行為が介在したことを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその取引によって取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用し、又は開示する行為

< 国家公務員法（抜粋） >

（秘密を守る義務）

第 100 条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

< 地方公務員法（抜粋） >

（秘密を守る義務）

第 34 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

< 独立行政法人通則法（抜粋） >

（定義）

第 2 条 （中略）

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

（役員及び職員の身分）

第 51 条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

（職員に係る他の法律の適用除外等）

第 59 条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員には適用しない。

一 （略）

二 国家公務員法第 18 条、第 28 条（第 1 項前段を除く。）第 29 条から第 32 条まで、第 62 条から第 70 条まで、第 72 条第 2 項及び第 3 項、第 75 条第 2 項並びに第 106 条の規定

（注記）国家公務員法第 100 条の規定が適用除外となっていない。

（参考４）海外の状況

以下は、外務省を通じて各日本大使館の協力を得て、アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスにおける知的財産権を含む研究成果の取扱いの状況についての情報を入手し、取りまとめたものである。

【アメリカ】

１．研究成果等の帰属先

（１）特許権

- ・米特許法上原則として発明者に帰属するが、多くの場合大学等の研究者は雇用時に大学等への知的財産権の譲渡を契約している。
- ・連邦政府資金の支給を受ける大学や非営利研究所における研究の場合は、バイ・ドール法（１９８０年）により、大学又は研究所が特許権を有する。

（２）研究者の論文、著作等に係る著作権

- ・著者が被雇用関係にない場合は、著作物の制作者に帰属する。
- ・米著作権法上職務著作の場合使用者に属するが、大学等の研究者の場合は原則として研究者個人に帰属する。

（３）その他の研究成果物

- ・研究データ・情報、研究試料・研究材料・実験サンプル、実験装置などの「その他の研究成果物」については、研究者と研究機関・大学間で作成される「成果物移転合意書」（MTA）等の契約における合意に従う。

２．権利の帰属手続きを定めた関係規則

- ・権利の帰属等に係る関係規則として、次のようなものがある。

憲法：「著作者及び発明者に対し、一定の期間その著作及び発明につき独占的権利を確保することにより、科学及び芸術の進歩を促進する」ために議会に立法権を付与している。

バイ・ドール法：大学等の非営利研究団体が連邦政府資金を使用して実施した研究から生じる権利につき、本来は発明等を行った研究者に属するものを、包括的に大学等の研究機関が得る仕組みを作ることにより、大学等の研究機関による研究技術の成果を商業利用することを可能にし、研究成果が経済界において利用促進されることを目指している。

技術移転法：政府が民間団体と共同研究するに当たって、政府所有の施設、知的所有権及び人的資源を提供するものの政府資金は提供せず、民間団体が資金及び施設を提供する場合における、共同研究開発契約（CRADAs）のあり方を規定している。

特許法：特許権のほか、意匠権、回路配置利用権、植物品種育成者権（無性生殖による新種に対する保護）についても規定している。

著作権法：研究者の論文、著作等に係る著作権については、本法が詳細を規定している。

植物多様性保護法：植物品種育成者権（有性生殖による新種に対する保護）について規定している。

- ・ ノウハウについては、契約によって保護される。

3 . 研究者が異動する際の権利の帰属先及び手続き

- ・ 政府資金を用いて実施される研究の研究機関・大学における研究者が異動する場合は、権利を研究機関・大学に譲渡しているので、発明等の研究成果に係るいかなる権利も研究機関・大学に帰属したままである。
- ・ なお、研究者の研究ノートの複写を行うことは一般的に許容されている。

4 . 研究上知り得た秘密の守秘義務

- ・ 守秘義務の有無は、研究者と研究機関・大学との間の契約において規定があるかどうかによる。
- ・ 外国人に関しては、場合により「1996 年経済スパイ法」が適用になることもある。

5 . 研究者の身分による取扱いの相違

- ・ 一般的には、派遣研究者は正規の職員と同様、いかなる発明に対する権利も研究機関・大学に譲ることを内容とする契約に署名するのが普通である（NIHなど）。
- ・ 例外として、派遣研究者が特定の特異な情報を教授することを目的に研究機関・大学に派遣される場合には、その研究者が関与した発明等についてはその権利を当該派遣研究者が保持するという規定が契約書に盛り込まれることもあり得るが、そのような例は極めて稀である。

6 . 知的財産権を専門に取扱う組織

- ・ ほとんどの研究機関・大学が「技術移転事務所」を設置している。「技術移転事務所」の主要な事務は、連邦政府資金で実施された研究から生じる発明を政府に報告すること、特許の登録を民間法律事務所等と調整して行うことなどである。
- ・ ヴァージニア大学では次の専門部署・担当を置いている。

Patent Foundation Director

Director of University Industry Research Relations

Vice President for Research

Contract Negotiators – Sponsored Programs

Licensing Associates – Patent Foundation

【イギリス】

1. 医学研究会議（MRC）

（1）研究成果等の帰属先

- ・ MRC 所管の研究機関については、雇用されている研究者が生み出した特許権、データベースの著作権などの知的財産権及び研究データ、研究資料等の研究成果物は全て当該研究機関に帰属する。

（2）権利の帰属先を決定するための手続き

- ・ 特許法を踏まえ、各所管研究機関及びMRC T（MRCの技術移転会社）が雇用している研究者が生み出した知的財産権であることを確認した上で、各研究機関帰属と決定する。

（3）研究者が異動する際の権利の帰属先及び手続き

- ・ 異動後も知的財産権は研究機関に残る。
- ・ 研究材料等については、当該研究者が所属している期間に使用されていたことを特定した上で、材料移転協定（Materials Transfer Agreement）を研究機関と研究者の間で締結し、次の仕事先に持ち出すことを許容することがある。この協定では、研究機関で使っていた材料を基に次の仕事先で新たな知的財産権を生み出した場合には、その所有権を当該研究者に帰属することを認めるが、前職の研究機関の許可及び適切な特許料収入の配分の取極めがなければ商業化できない仕組みとなっている。

（4）権利の帰属手続きを定めた関係規則

- ・ 基本原則は特許法による。

（5）研究上知り得た秘密の保護義務の有無及び根拠となる規則

- ・ MRC においては、研究上の秘密保護は大きな問題としていない。
- ・ 研究上の秘密保護に関する法律もなく、敢えて言えば、研究機関の職員規則に委ねることになる。

（6）知的財産権を専門に取扱う組織

- ・ MRC 所有の知的財産権については、MRC の技術移転会社であるMRC T が取扱う。

（7）その他

- ・ 訪問研究者（雇用研究者ではなく、外部のグラントにより研究を行っている研究者）がMRCで研究している間に発生した知的財産権については、当該研究者の雇い主とMRCの間で知的財産権の配分及び特許料収入の配分を決める。

2．バイオテクノロジー・生物科学研究会議（ＢＢＳＲＣ）

（１）研究成果等の帰属先

- ・ ＢＢＳＲＣ所管の研究機関で発生した知的所有権については、その種類を問わず全てＢＢＳＲＣに一旦帰属し、その後、所管研究機関に移管して技術移転を促している。

（２）権利の帰属先を決定するための手続き

- ・ 法律により知的財産権の帰属は雇い主とされているため、自動的に全ての権利はＢＢＳＲＣに帰属する。

（３）研究者が異動する際の権利の帰属先及び手続き

- ・ 知的財産権は研究機関に帰属するため、異動した場合に、研究者には知的所有権を主張する権利は与えられていない。
- ・ ただし、ノウハウについては、内容次第であるが、研究者に帰属するものとして認めることがある。
- ・ 研究者が異動先で、先に所属していた研究機関の知的財産権を使用することを希望する場合には、法的契約を締結した上で許容することはあり得る。

（４）権利の帰属手続きを定めた関係規則

- ・ 特許法による。

（５）研究上知り得た秘密の保護義務の有無及び根拠となる規則

- ・ 研究上の秘密保護の法律は存在しない。
- ・ ＢＢＳＲＣの職員規則に守秘義務規定がある。

（６）知的財産権を専門に取扱う組織

- ・ ＢＢＳＲＣには知的財産権を専門に扱う Business and Innovation Unit がある。
- ・ 所管の各研究機関にも知的財産権を取扱うスタッフを備えた Business Office を置いている。

（７）その他

- ・ 契約研究者と雇用研究者の２つのパターンがあるが、ＢＢＳＲＣの資金、研究資材を用いて研究を行っている限り、知的財産権の取扱いに違いはない。
- ・ ただし、契約研究者が外部の資金、例えば企業から研究費を受けてＢＢＳＲＣで研究を行っている場合には、当該企業との契約で知的財産権を企業に譲ることがある。

3．ケンブリッジ大学

(1) 研究成果等の帰属先

- ・ 特許法に基づき雇用主である大学に帰属する。
- ・ しかし、昨今、理化学系の学部においては、研究者のインセンティブを高めるため、大学、学部、研究者の間で一定の割合で研究成果を共有する例が多くなっている。
- ・ 政府からのグラントによる研究の場合、大学内の知的財産権の配分を研究者個人、学部、大学の 3 つに均等割しており、その権利の商業化については、ケンブリッジ大学技術サービス（技術移転専門に大学が設立した企業）が取扱い、特許料収入は、研究者個人、学部、大学に均等配分される。
- ・ 企業から大学に対し、間接経費を含め研究費の全額が支出された場合には、その研究から生まれた知的財産権は、大学及び研修者個人ではなく、全て企業に譲り渡すことが原則である。

(2) 権利の帰属先を決定するための手続き

- ・ 研究成果は一旦大学に帰属することになるが、学内で商用化につながる有用な成果と認められた場合には、学部、研究者に権利を 1 / 3 ずつ移管する。

(3) 研究者が異動する際の権利の帰属先及び手続き

- ・ 研究者が 1 / 3 の権利を所有している場合には、その持分を異動先に持って行くことができる。

(4) 権利の帰属手続きを定めた関係規則

- ・ 学内規則による。

(5) 研究上知り得た秘密の保護義務

- ・ 企業から資金提供を受けて行う研究については、企業との間で秘密保護の契約を締結する。
- ・ その他の研究については特段の保護義務はない。

(6) 知的財産権を専門に取扱う組織

- ・ 大学が設立したケンブリッジ大学技術サービスが取扱う。

【ドイツ】

1. 研究成果等の帰属先

- ・ 「被雇用者発明法」では、被雇用者の発明（特許或いは実用新案）を「職務上の発明（Dienstleistung）」と「自由な発明（Freie Erfindung）」とに大別している。
- ・ 「職務上の発明」となれば、それに付随する権利の帰属先は全て雇用主（大学等研究機関）となる。
- ・ 「自由な発明」であっても、雇用期間中の発明である場合には、雇用者に申告しなければならず、さらに、当該発明がその職務領域に属する場合には、雇用者に対し、一定の条件下での非独占的使用権を提供しなければならない。
- ・ ただし、教育機関（大学等）の属する教授、講師、助手（副手等その他の職員は含まれない。）には「高等教育教員特権（Hochschullehrerprivileg）」と呼ばれる特権が認められており、これら職種の者の発明は原則的に「自由な発明」とされ、上記の雇用者への申告や非独占的使用権提供の義務が免除されている。

2. 権利の帰属先を決定するための手続き

- ・ 基本的には「被雇用者発明法」によっているが、特許化や成果活用に係る体制の整備は主として州で行われており、具体的な手続きは州や機関によって様々である。
- ・ 大まかに見れば、研究機関に特許相談担当を配置し、さらに州レベルの機関・有限会社により特許適正評価、特許出願の財政的支援、ライセンシングを行うという形態が広く採り入れられている。最終的な特許権の審査・認定は、連邦法務省所管の連邦特許商標庁で行われる。

3. 研究者が異動する際の権利の帰属先及び手続き

- ・ 「職務上の発明」であれば、所属機関帰属なので、異動後も知的財産権は所属機関に残る。
- ・ 「自由な発明」であれば、発明者帰属なので、研究者の異動とともに知的財産権も移動する。

4. 権利の帰属手続きを定めた関係規則

- ・ 「被雇用者発明法」による。
- ・ 州によっては独自のガイドラインを作成しているところもある。

5．研究上知り得た秘密の保護義務の有無と根拠となる規則

- ・ 法的に規定された保護義務はない。
- ・ 各機関において独自の規則を設けている場合や、共同研究の相手先との契約により保護義務を設けているケースなどが考えられる。

6．知的財産権を専門に扱う組織

- ・ ドイツ研究特許センター
フラウンホーファー協会（連邦教育研究省所管の研究機関）出資の組織で、フラウンホーファー協会傘下の研究所の研究成果の取扱いについて支援するとともに、自営業者、私的発明者、大学教授等の自由発明者や研究機関に対して特許化支援を行う組織。
- ・ ガルヒンク・イノベーション有限会社
マックスプランク協会（連邦教育研究省所管の研究機関）出資の組織で、マックスプランク協会が持つ技術の移転を促進する組織。
- ・ バイエルン州では、「Bayern Patent」と称する高等教育機関特許コンセプトをまとめ、2000年から2003年の間に700万ドイツマルクを投じて州内大学及び高等専門学校からの特許及びその活用を改善させる体制を整備している。
- ・ 大学においては、専任の特許アドバイザーを置くところが多い。
＜ミュンヘン工科大学の例＞
発明アドバイザー
ミュンヘン工科大学大学3課知識移転・通商担当
- ・ 航空宇宙センターでは、技術移転局イノベーション・マネジメント部リサーチ・アドバイザーを置いている。

【フランス】

国立大学、国立科学研究センター（C N R S）の研究機関及び国立宇宙研究センター（C N E S）の研究機関における研究成果等の帰属の状況は次の通りである。

1．研究成果等の帰属先

- ・ 「特許権」、「データベース、プログラムに係る著作権」、「その他の研究成果物（研究データ・情報、研究試料・研究材料・実験サンプル、実験装置等）」については、機関（大学、C N R S、C N E S）に帰属する。ただし、他の機関や企業の経費が入っている場合は、機関や企業の長と協議の上決定される。
- ・ 「論文・著作物の著作権」については、研究者に帰属する。

2．権利の帰属先を定めるための手続き

- ・ 全額自己（大学、C N R S、C N E S）の経費による研究の場合は、学長又は長官が決定する。
- ・ 他の機関や企業の経費が入っている場合は、機関や企業の長と協議の上決定される。

3．研究者が異動する際の権利の帰属先及び手続き

- ・ 特許化したものについては、組織帰属のため、そのまま組織に帰属する。
- ・ 物質等の成果物については、必要に応じ、所属先と契約を締結する。

4．権利の帰属先を定めた関係規則

- ・ 「特許権」、「データベース、プログラムに係る著作権」、「論文・著作物の著作権」等は知的所有権法によって保護されている。

5．研究上知り得た秘密の保護義務の有無と根拠となる規則

- ・ 国家公務員としての守秘義務がある。（「国家公務員の権利義務に関する法律」）
- ・ 企業が研究に関与する場合は、その都度、秘守に関する契約を締結する。
- ・ 国立宇宙研究センター（C N E S）の研究機関については、国家安全保障の観点から、退職後も秘密を保護することを求める「内規」があり、国家公務員以外の職員を含めた全職員がこれを遵守する旨契約を交わしている。

6．研究の身分による相違

- ・ 国立大学及び国立科学研究センター（C N R S）の研究機関においては、無給与の大学院生や企業からの派遣職員（企業が人件費を負担）の場合は、その研究者の役割や貢献度に応じて、特許権の一部が大学院生や企業に帰属することとなる。